

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年7月4日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第3号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4(20)の項中「4日」を「5日」に改める。

第2条 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4(20)の項中「5日」を「4日」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)